

福津市防災会議について

福津市防災会議とは、福津市地域防災計画の作成とその実施の推進、本市の防災に関する重要事項を審議するために設置した機関です。

●設置根拠

災害対策基本法第16条
福津市防災会議条例

●会長

福津市長（福津市防災会議条例第5条）

●所掌事務

- 1 福津市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- 2 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- 3 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- 4 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること

●防災会議組織

国や福岡県、宗像警察署及び宗像地区消防本部、消防団長、自主防災組織を構成する方、学識経験のある方、指定公共機関、市の部長など（福津市防災会議条例第3条）

●任期

2年ごとに更新